

令和 8 年

第 8 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 8 年 7 月 7 日

前橋市農業委員会

令和8年 第8回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和8年7月7日 午後2時00分
- ・閉会日時 令和8年7月7日 午後3時57分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（21名）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄	9番 坂本 忠
10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄	13番 阿久津 昌枝
14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博	18番 伊藤 晴夫
20番 狩野 富一	21番 小林 要	22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介
24番 猪岡 正一			

・欠席委員（3名）

5番 松島 敏男 17番 奥野 芳男 19番 山口 かず子

・事務局出席者

事務局長 関沼 明也	副参事 井草 依早子	係長 山田 正史	係長 望月 優至
副主幹 久保田 勝明	副主幹 齋藤 裕之	副主幹 田部井 絢子	主任 田中 惇也
主事 高橋 翼			

・付議事件

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第31号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長	それでは、これより令和8年第8回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	◇（挨拶）
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、5番 松島 敏男 委員、17番 奥野 芳男 委員、19番 山口 かず子 委員の3名であります。従いまして在任委員24名中21名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。 なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきます事を、ご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりしくお願いいたします。
議 長	それでは、令和8年第8回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会 会議規則 第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。6番 伊能 良雄 委員、7番 関 けい子 委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。特に、議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から17番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
田部井副主幹 議 長	◇（説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
11番委員 田部井副主幹	5番と12番は受人が離れたところの住所ですが、もう少し詳しくお願いいたします。 5番の方は現在、栃木県にお住まいですが、申請地北側の中古住宅に移住する予定でリフォーム後、令和8年の11月ごろ転居される予定です。
12番委員 田部井副主幹	12番の方のご住所は伊勢崎ですが、奥様が前橋で老人ホームを経営していて、申請地で作った作物を提供するそうです。樋越町に倉庫がありまして、そちらを拠点に農業をされるそうです。 7番の取得の件は、法人が作付けをするのでしょうか。それとも外国人が借りて作付けをするのでしょうか。 法人が自作する予定です。構成員に外国人の方もいらっしゃいますので、法人の職員として耕作することはあると思います。
21番委員 田部井副主幹	15番は農地が0になっていますが、他に農地を持っている方でしょうか。 新規就農で、会社役員の方で、農業をメインでされている方ではございません。
21番委員 田部井副主幹	これだけ広い面積を会社役員の方が耕作できるのでしょうか。 重機の会社の役員の方なので、耕作できる機械はお持ちのようです。
21番委員	わかりました。農作業はやっているとのことですね。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。 整理番号17番は、5条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請については、整

理番号1番から16番を許可とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第31号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

齋藤副主幹 ◇(説明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第31号農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定します。

議 長 次に、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から3番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高橋主事 ◇(説明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から25番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

齋藤副主幹 ◇(説明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

22番委員 整理番号1番は駐車場とありますが、舗装はしますか。

齋藤副主幹 舗装はしません。南にトレンチがあり、そこへ排水いたします。

22番委員 フェンスや外灯はありますか。

齋藤副主幹 ブロック塀を30センチくらい設置します。外灯はないです。

議 長 他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号25番は、3条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から24番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第33号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から24番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号17番、農地法第5条の整理番号25番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹 ◇(説明)

齋藤副主幹 ◇(説明)

議 長 農地法第3条の整理番号17番、農地法第5条の整理番号25番については、現地・面接調査

を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長
(18 番委員)

ご報告いたします。整理番号 3 条の 1 7 番、整理番号 5 条の 2 5 番、営農型太陽光発電施設一時転用の更新手続きです。2 度目の更新許可にあたり、作目の変更も併せて行うための申請となっております。現地・面接調査案内図は、1 ページから 2 8 ページです。申請地は、茂木町地内にある、農振農用地区域内にある農地です。

現地案内図（航空写真）は、2 7 ページをご覧ください。面接には、営農を行う法人の担当者と申請代理人が来られました。下部の営農については、サツマイモから陸稲に作目変更します。品目を変更する理由については、サツマイモ栽培に必要な苗を供給していた業者が事業を撤退したことに伴い、安定した経営が見込める陸稲の栽培を知人から勧められたため、作目の変更をするものです。陸稲の栽培については、水稻、麦の栽培実績があり、播種機などの機械もそろっていることから、陸稲（ヒタチハタモチ）に作目変更しても十分な収穫が見込めるとのことでした。

現地は雑草が繁茂しており、陸稲の生育状況が確認しづらい状態でした。代理人からは除草剤散布直後との説明を受けておりましたが、降雨直後であったため効果は未確認です。このため、今月中旬に事務局で現地確認を行い、除草効果が不十分な場合は除草剤の再散布を行い、あわせて種のまき直しを実施することの確約を受けており、調査班としては条件付きで許可相当と判断し、現地確認や代理人への指導については、事務局に対応をお願いしたいと思います。調査班からの説明は以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

議 長
齋藤副主幹
2 0 番委員

これは、更新 3 年ですか。

3 年です。

条件付きでしたか。条件が悪ければ 3 年から 1 年でということがあるのか。

7 月 2 日の現地面接調査の際に草と陸稲が背比べしていました。除草剤を撒いたというが、我々（調査班）が見た感じだと、これはダメだろうなという印象だった。まだ間に合うので、蒔き直しを検討したらどうかという条件をつけました。

望月係長

除草剤を撒いたというのが、現地面接調査の 3 日まえで、その効果がはっきりわかりませんでした。委員のみなさまからも「雨も降っていて、効果がないかもしれない」というお話もあったので、1 0 日間くらい様子を見ないと状況がわからないとのことでした。来週には現場を見させていただき、状況が変わらないようであれば、申請者には蒔き直しをするように調整していて、相手からの同意も得ています。こういった状況も踏まえて、1 年更新にするのか、3 年更新にするのかを委員のみなさまにご判断いただき、事務局も対応したいと思います。

議 長

事務局からもありましたように、1 年更新にするのか、3 年更新にするのかをはかりますので、挙手をお願いいたします。

1 年更新にするかた。（挙手）7 人。3 年更にするかた。（挙手）1 4 人。よって、3 年更新で許可をはかります。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第 3 条の整理番号 1 7 番、農地法第 5 条の整理番号 2 5 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

賛成多数でありますので、農地法第 3 条の整理番号 1 7 番、農地法第 5 条の整理番号 2 5 番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第 3 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について、審

久保田副主幹

議 長

◇◇◇

議 長

◇◇◇

議 長

議 長

議 長

議 長

議に入ります。事務局の説明を求めます。

◇（説 明）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見・質問等なし）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第34号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、議案第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について、原案を決定いたします。

次に、21ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（3）までの内容は、

- | | |
|---------------------------|-----|
| （1）法第4条の届出書の受理状況 | 6件 |
| （2）法第5条の届出書の受理状況 | 15件 |
| （3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 13件 |

また、報告事項（4）は、第7回総会において許可とした、法第5条の農地転用3件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。